

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	教育委員会事務局 すこやか教育推進課
委託業務番号	令和6年度 長す教第1号
委託業務名称	長浜市教育用ネットワーク保守業務
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 他
業務の概要	教育用ネットワーク機器の故障復旧、機器の故障予防保守及び運用支援業務
履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	金24, 420, 000円
契約の相手方	大津市浜大津一丁目1番26号 西日本電信電話株式会社 滋賀支店 支店長 若林 宣公
契約相手方の選定理由	本庁と学校で使用する教育用ネットワークの構築事業者であり、構築時からの設定情報や運用状況を熟知し確実で円滑な対応ができること、また、現在稼働中の機器やネットワークの設定・状況を他者が引き継いでも、障害発生時にこれまでのネットワーク設定・運用と当該保守業務における設定・運用との間で、責任の所在を確定させることができること。
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定</p> <p>(1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>